

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

神栖市長 殿

住 所

申請者氏名

電話番号

(※法人の場合は代表者職氏名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

創業セミナー 令和 年 月 日

創業スクール 令和 年 月 日、 月 日、 月 日、 月 日

2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

商号（屋号）

本店所在地

3. 設立する会社の資本金の額 万円（会社の場合）

4. 事業の業種（総務省の定める日本標準産業分類における大分類）、内容

業種

内容

5. 事業の開始（予定）時期 令和 年 月 日

6. 証明の使用目的（該当するものすべてに○をご記入ください。）

登記にかかる登録免許税の軽減のため
創業関連保証の信用保証枠の拡充のため
小規模事業者持続化補助金の申請のため
日本政策金融公庫の創業融資制度の申請のため
日本政策金融公庫の新規開業支援資金の申請のため
神栖市の創業支援利子補給のため
茨城県の創業支援融資のため

企商第 号

証明日 令和 年 月 日

神栖市長

印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

なお、本証明の有効期限は、令和 年 月 日までとする。

（注）太枠内は神栖市が記載します。申請者は太枠以外のご記入をお願いします。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和6年9月2日
神栖市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{*1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年末満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{*2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
- ※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。
- ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することができます。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の自治体で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

4. 本証明書の有効期限は証明日から次の3月31日までとします。